

新宿区議会議員選挙

4月21日(日)午前7時～午後8時



私たちの声を区政に届ける大切な選挙です。忘れずに投票に行きましょう。詳しくは、4月5日発行の「広報しんじゅく」新宿区議会議員選挙特集号でご案内します。
【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階)☎(5273)3740へ。

特別区民税・都民税を滞納している方は相談を 3月3日(日) 午前9時～午後4時30分 **休日納税相談**

平日の納付相談が困難な方は、この機会にご相談ください。来庁の際は、収入や生活状況を確認できる書類などをお持ちください。来庁できない場合は、電話での相談もできます。下記問い合わせ先までご連絡ください。
【会場・問合せ】税務課納税係(本庁舎6階)☎(5273)4534へ。
※当日は閉庁日のため、区役所本庁舎休日・夜間出入口(建物西側地下1階)をご利用ください。車いすをご使用の方は事前に同係へご連絡ください。
※納税催告センターから、電話で納付確認のご案内をしています。

電話受け付けは3月29日まで、お渡しは31日午後5時まで 住民票の写し・印鑑登録証明書の 電話予約サービス

●コンビニ交付サービス開始に伴う電話予約サービスの終了
全国のコンビニエンスストアに設置しているキオスク端末(マルチコピー機)で住民票の写し・印鑑登録証明書等を取得できるコンビニ交付サービス(ご利用にはマイナンバーカードが必要)を30年12月から開始したことに伴い、上記サービスを終了します。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。
コンビニ交付サービスは、午前6時30分～午後11時まで(年末年始を除く)利用できます。ぜひご利用ください。
【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)☎(5273)3601へ。

3月9日(土)開催 新宿エコワン・グランプリ表彰式

区内で環境活動を行っている個人・団体・事業者等を表彰します。受賞者が、気軽に実践できる取り組みを紹介します。当日直接、会場へおいでください(先着30名)。
【日時】3月9日(土)午後1時～3時
【会場】区民ギャラリー(西新宿2-11-4、新宿中央公園内)
【問合せ】環境学習情報センター☎(3348)6277へ。

●新宿エコ自慢ポイント上位者を表彰します
「新宿エコ自慢ポイント(30年1月4日～12月28日分)」の年間上位5名(下表)は、登録カード(下図)をお持ちの上、午後0時30分までに直接、会場へおいでください。
※ポイント上位者へ個別にお知らせはしません。当日おいでにならない場合は、3月12日(火)～29日(金)にごみ減量リサイクル課(本庁舎7階)で記念品を差し上げます。

新宿エコ自慢ポイントとは



買い物時にレジ袋を辞退したり電気の使用量を削減したりするなど、日頃のエコな活動をポイント化し、「新宿エコ自慢ポイント登録カード」に貯めていく仕組みです。対象となるエコ活動1回につき1ポイント、環境講座への参加で3ポイントを付与します。ポイントは、ホームページ(<http://jcsns.receptorinc.com/shinjuku/index.php>)でご確認いただけます。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】新宿区3R推進協議会事務局(本庁舎7階、ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係内)☎(5273)3318へ。

●エコ自慢ポイント上位5名

順位	登録番号	ニックネーム	ポイント
1	60010483	hiro483	857
2	60016027	fumiko027	814
3	60019196	sazae196	756
4	60034489	2017489	708
5	60001795	nagisa795	698

駐輪施設定期利用結果を3月1日(金)に通知します

駐輪施設定期利用の申請をした方に、結果通知書・補欠通知書を発送します。申請期間中に申請ができなかった方、結果確認後に他の駐輪施設へ改めて申請をする方は、3月4日(月)以降に管轄の駐輪場に申し込んでください。空きのある駐輪施設は3月4日(月)に区ホームページでご覧いただけます。詳しくは、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

【問合せ】駐輪場問合せセンター☎050(3628)1888へ。
【区の担当課】交通対策課自転車対策係(本庁舎7階)☎(5273)3896



20歳前の傷病により 障害基礎年金を受給している方へ

住民税の申告が 必要です

●年金の支給を決めるために
所得の審査があります
20歳前の傷病による障害基礎年金は、受給者本人の前年の所得により、その年の8月～翌年7月に年金を受けられるかどうかが決まります。
確定申告や年末調整をしない方は、住民税の申告が必要です。

●前年の所得額が以下の場合は支給停止になります(扶養親族がない場合)

360万4,000円を超える場合	半額支給停止
462万1,000円を超える場合	全額支給停止

【問合せ】▶住民税の申告について…区税務課課税第一係☎(5273)4107、課税第二係☎(5273)4108(いずれも☎(3209)1460、本庁舎6階)
▶障害基礎年金について…医療保険年金課年金係(本庁舎4階)☎(5273)4338・☎(3209)1436へ。

国民年金の 1号被保険者の方へ 3月31日まで 過去10年分の 国民年金付加保険料を 遡って納められます

これまでは納付期限を過ぎたことにより納めることができなかった国民年金の付加保険料を、過去10年間まで遡って納めることができます。

付加保険料を納めると、将来受け取る年金額が増額します。対象の方には28年2月から年金機構から順次お知らせが届いています。3月31日(日)で、この制度は終了します。お早目にご相談ください。



【問合せ】▶付加保険料の特例納付制度のご案内について…ねんきん加入者ダイヤル☎0570(003)004
▶新宿年金事務所☎(5285)8611へ。

ご活用ください 分譲・賃貸マンションの管理のための支援制度

より適切な
マンション管理のために
こんな悩み・
気になることはありませんか

- ★役員のみなり手がない
- ★管理費、修繕積立金の滞納がある
- ★マンションの維持修繕の問題で悩んでいる
- ★管理組合はあるが機能していない
- ★管理規約や使用細則がない、内容が現状に合っていない

■ **専門家(※)が相談に応じます** ※新宿区マンション管理相談員(マンション管理士、1級建築士、弁護士等の資格を持つ方)

マンション管理相談 新宿区マンション 管理相談員の派遣

新宿区マンション管理相談員が管理組合の運営や建物の維持、保全等の相談に応じます(賃貸は建物の維持・修繕のみ)。相談の2日前(祝日等の場合はその前日)までに住宅課居住支援係へ電話で予約してください。
【日時】毎月第2・第4金曜日午後1時～2時20分・午後2時30分～3時50分(祝日等を除く)
【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室
【対象】区内のマンションの区分所有者ほか

マンションの管理組合の総会・理事会・専門委員会など区分所有者が集まる場等に派遣します。派遣希望日の2週間前までに、管理組合の理事長名(賃貸は所有者名)で申請書を住宅課居住支援係に提出してください。
【内容】新宿区マンション管理相談員1名を、1回2時間派遣。派遣は同一マンションにつき1年(4月1日～翌年3月31日)に3回まで

■ **セミナー・交流会も開催しています**

- 日時等詳しくは、新宿区ホームページ等でお知らせします。
- 今年度開催分は終了しています。

マンション管理セミナー マンション管理組合交流会

建物の維持管理・管理組合の運営に関するセミナーです。話題の情報や参加者のアンケートで要望の多い事例をテーマに、年に分譲は2回、賃貸は1回開催しています。

管理組合同士の連携を強めるための交流会で年2回開催しています。テーマごとに4つの班に分かれ、新宿区マンション管理相談員をコーディネーターとして交えて交流・討論します。